神奈川、昭47不３、昭47．９．22

命　　令　　書

申立人　　相模工業大学附属高等学校教職員組合

被申立人　　学校法人　相模工業学園

主　　文

１　被申立人学園は、申立人組合の申し入れる団体交渉について、団交ルール制定の先議に固執して不当に引きのばし、また、その団交事項につき一方的に交渉を要しないとして拒否してはならない。

２　申立人のその余の救済請求を棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　申立人相模工業大学附属高等学校教職員組合（以下「組合」という。）は、被申立人学校法人相模工業学園（以下「学園」という。）に勤務する教職員をもって組織する労働組合であり、現在組合員数は70名である。

⑵　被申立人学園は、学校教育法及び私立学校法に基づいて昭和36年に設立された学校法人で、相模工業大学及び相模工業大学附属高等学校を経営し、現在教職員数は150名余である。

２　組合結成の経過について

⑴　Ｂ１理事長夫妻による学園創立以来の経営、教育方針及び教職員の身分、労働条件

等について不満をもっていた教職員は、昭和45年度年末一時金要求等を通じて団結の必要性を覚え、高校に勤務する教職員を主体として昭和46年３月８日に組合を結成し、翌９日学園にその旨通告した。

⑵　学園は、昭和46年３月８日づけで組合結成に関与した高校のＡ１副校長を大学講師に、Ａ２教頭を図書主事兼高校講師に異動する旨の辞令を発したが、組合の反対もあって、Ａ１を３月29日に、Ａ２を４月１日に復職させた。

Ａ１及びＡ２の両名は昭和47年４月６日に組合に加入した。

３　団体交渉申し入れとその経緯について

⑴　組合と学園は、昭和46年３月８日から同年11月27日までの間26回の団交を行ない、諸々の懸案事項を処理してきた。

⑵　しかし、同年11月20日から12月８日にかけて学園は組合と締結した協定書や確認書について、次のように一方的に解約し、または無効とする旨通告した。

ア　６月23日の一時金支給に関する確認書につき以後県並みを最低基準とする部分を削除する一部改訂の申し入れを11月27日に、改訂が成立しない場合は同確認書を解約する旨の通告を同月29日にそれぞれ文書で行なった。

イ　11月18日の賃金格差是正に関する確認書を無効とする旨同月29日づけ文書で通告した。

ウ　10月13日の組合員の処遇に関する協定書を解約する旨12月８日づけ文書で通告した。

エ　昭和46年度年末一時金支給に関して、団交で双方の合意に達しないまま、学園は一方的に年末一時金は県教職員給与の支給方針に従って支給する旨12月１日づけ文書で通知した。

オ　学園は、11月18日に確認された産業教育手当支給に関して、同月20日づけ文書で支給する義務を負うものではないとする見解を示し、12月以降その分は支払っていない。

⑶　組合は、昭和46年12月８日づけで下記議題についての団交を、同日から11日までの

間学園が指定した日時に開きたい旨の申し入れを文書で行なった。

ア　昭和46年度年末一時金について

イ　昭和46年６月23日づけ確認書について

ウ　就業規則について

エ　賃金格差の是正について

オ　協約不履行について

カ　Ａ３助手の賃金カットについて

キ　教育環境の整備改善について

ク　四輪車校内乗入れについて

しかしながら、学園は、この申し入れに応ぜず、同月13日づけ文書で、団交事項が多岐にわたり困難な問題を含んでいるので、あらかじめその内容をききたいとして、予備交渉を12月22日に行ないたい旨回答した。

⑷　組合は12月13日前記団交議題に超過勤務手当等の事項を追加して、同日または14日のいずれかの日に団交を開きたい旨申し入れたところ、学園は、翌14日づけで団交の能率化と関係教職員の健康維持のために下記事項のような団交ルールを制定したい旨の申し入れを文書で行なった。

ア　団交時間は原則として２時間以内。

ただし、緊急やむを得ない場合は１時間延長する。

イ　団交議題はあらかじめ予備交渉で協議する。

ウ　団交場所は労使交互に指定する。

エ　団交出席者は労使双方それぞれ５名以内の同数。ただし、オブザーバーは労使双方の同意をもって列席を許可される。

オ　団交を部外者へ委任することは認めない。

組合はこれにはこたえず、12月14日、21日、25日と文書により団交を申し入れ、年が明けてからも６回の申し入れを重ねた。

これに対して学園は、12月20日、24日、27日、昭和47年１月17日、24日、２月10

日と文書による回答をなし、予備交渉と団交ルール制定を先議すべきものとして団交には応じなかった。

この間、12月24日及び27日に、Ｂ２理事及びＢ３総務部長は、学園事務室及び職員室で組合員を前に、団交ルールの制定のための予備交渉は団交引きのばしの手段にすぎない旨発言している。

４　従来の団交について

従来は、概略つぎのように団交が行なわれていた。

⑴　団交出席者数は、組合側は10名から17ないし18名で、学園側はＢ２理事を代表として４名ないし５名であった。

⑵　団交時間は、通常３、４時間で午後10時ごろに終了しており、午前０時ごろに終了したのが３、４回、午前３時ごろに終了したのが３回あったが、団交に長時間を要したのは、学園側が前回検討を約した事項について十分な準備を怠ったことも一因となっており、また、組合側が物理的に退場を妨げたり、威かくにより長時間の団交を強いた事実もみられない。

⑶　団交の席で、組合員が机をたたいたり、学園側に大声で怒鳴ることもあった。

第２　判断および法律上の根拠

１　学園の主張の要旨

⑴　学園は、組合の結成以来約７か月の間に、実に26回におよぶ団交に応じているけれども、組合は団交の席に一般組合員を含めて17、８名を出席させ、４、５名の学園理事者らに対して悪口、雑言をあびせ、団交が深夜におよび、ときには翌朝にもち越されることも珍しくなかった。また、組合の要求事項は抽象的に羅列するだけで具体的な事項を提出することがなく、焦点の定まらない団交を重ねてきた。そのため学園は団交の円滑な進行と正常化をはかるため、団交に先立ってまず予備交渉ないし団交ルールの制定を再々にわたり組合に申し入れてきたが、組合は団交ルールの制定に誠意なくこれを拒否している。

⑵　組合の要求する団交事項は、解決済みのもの、決裂状態にあるもの、あるいは労働

条件に関係のないものばかりであるので、これらの要求に対しては団交に応ずべき義務がない。

2　組合の主張の要旨

⑴　26回の団交のうち、組合側出席者数は通常10名から13名ぐらいであった。団交時間もだいたい午後10時ごろには終了しており、遅くなった場合もあったが、学園側の準備不足に起因するものであり、労使合意のうえで行なわれたものである。また、団交席上の発言中に、ときには１、２名の者が大声を出し、机をたたいたりすることもあったが、学園側のいう「吊しあげ」などというものではなく、特に団交ルールを設けなければならないというような混乱の状態ではなかった。にもかかわらず、学園が団交ルールの制定を主張しているのはもっぱら団交を引きのばすための手段にすぎない。

　また、組合には法律上団交ルールの制定に協力しなければならない義務はないのであって、学園が団交ルールの制定を真実希望しているとしても、組合が予備交渉を拒否している以上、学園は団交事項として団交の場に提案すべきであって、団交を引きのばすことは不当である。

⑵　団交事項は団交を煮つめる時間的余裕がなかったため、そのままになっているに過ぎず、依然懸案事項であるので学園の見解は不当である。また、学園はこれまでかかる主張を表明したことがなく、労働委員会の審査の場において初めて団交拒否の正当な理由として主張してきたものであるので、故意にこじつけたものとしか考えられない。

3　以上、双方の主張につきつぎのとおり判断する。

⑴　団交ルールの制定について

　多岐にわたる団交事項があらかじめ整理もなされず、審議順序等も不定のまま交渉員多数の出席のもとに団交が行なわれるのであれば、相互の説明も徹底を欠き、焦点の定まらない団交になりがちになることは往々にしてあり得ることであり、それに発言中に大声をはりあげ机をたたくなどの挙動が交錯することになれば、ますます交渉の場が混乱することは想像にかたくなく、使用者としては団交ルールの制定を提案す

ることになっても無理からぬことであり、団交を円滑に運営するうえにおいて、団交ルールの確立が肝要であることは一般に労使間で認められている通念である。これに対して、組合が、あくまでもまったく無条件での団交を要求し、団交ルール制定のための予備交渉を拒否するのであれば、それにより団交が長期間行なわれなくとも、その責の一端は組合側にもあるものといわざるを得ない。

しかしながら、本件団交問題は、団交によって成立した協約や覚書を、学園が一片の書面によりつぎつぎと一方的に解約した直後に発生したものであり、組合の団交申し入れに対して組合の要求する期限をすぎてから回答し、その中で予備交渉を提案した経緯からみて、学園に対する不信感から組合が素直にこれに応じなかったとしても理解しえないことではない。さらに学園は、団交ルール制定のための予備交渉に応じようとせずに団交申し入れを繰り返す組合に対して、予備交渉を団交の先議とするのでこれに応ずるよう文書で形式的な申し入れを行なったのみで、真に団交を軌道に乗せようとする説得も努力の跡もみられないばかりでなく、労務担当の理事や総務部長が、組合員の面前で学園の団交ルール制定のための予備交渉申し入れは団交引きのばしの作戦にすぎないとさえ発言しているのであれば、学園は、組合が予備交渉に応じないことを奇貨として団交引きのばしの手段に供したものと認めざるを得ない。

⑵　団交事項について

学園は、組合の要求する団交事項は解決済みのもの、決裂状態のもの、労働条件に関係のないものばかりであるから、団交拒否には正当な事由があり不当労働行為とはなり得ないと主張するが、昭和46年度年末一時金については５回の交渉を経たとするも、労使間で決裂が確認された事実はなく、昭和46年11月20日から12月８日にかけて学園が解約の通告をなした諸協約等については、交渉のいとまがなかったことは明らかであって、学園が一方的に解決済み又は決裂状態にあるとして、団交を拒否することは許されないものと言わざるを得ない。まして、この学園の見解は組合に対して一度も表明されたことはなく当労働委員会において初めて主張されたものであり、団交拒否の事実を後から正当づけようとしたものと解され、とうてい採用し得ない。

⑶　組合の資格にについて

学園は、Ａ１副校長、Ａ２教頭らの管理職をも構成員とする組合は、その自主性を欠きいわゆる法外組合というべきであって、本件申立ての当事者適格を欠くので却下されるべきであると主張するが、当労働委員会は、昭和47年４月７日および本命令決定日に、副校長らを組合員の範囲とすることについても検討のうえ、組合は労働組合法第２条および第５条第２項の規定に適合するものと決定したので学園の主張は認め難い。

以上のとおり学園の団交拒否には正当性が存しないので労働組合法第７条第２号に該当する不当労働行為と判断する。

なお、申立人組合は、組合の申し入れる団交については、学園は「なんらの条件も付せず、ただちにこれに応じなければならない」との命令および誓約書の手交、掲示をも請求しているが、格別極端な条件でないかぎり、団交円滑化のためのルールは労使双方に利するはずであるから、労使ともこれについては団交、予備交渉の形式にとらわれず誠意をもって話し合うのが好ましく、組合の「まったくの無条件」を要求する姿勢には首肯し難いものがあり、かかる組合の態度が学園の団交拒否を誘発した一因ともなっているので、組合のこれらの請求は認め難く、主文が適切であると認められる。

よって当労働委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条の規定により主文のとおり命令する。

昭和47年９月22日

神奈川県地方労働委員会

会長　福　田　四　郎